令和８年　９月　３日（木曜日）

○議事日程（第２号）

令和８年９月３日（木）午前１０時００分開議

日程第　１　同意第　３号　教育委員会委員の任命について

日程第　２　同意第　４号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第　３　諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第　４　諮問第　３号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第　５　承認第　６号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度東庄町一般会計補正予算（第２号））

日程第　６　承認第　７号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第１号））

日程第　７　議案第２８号　東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第　８　議案第２９号　東庄町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第　９　議案第３０号　道路改良工事（１工区完成断面工事その２）請負契約の締結について

日程第１０　議案第３１号　令和８年度東庄町一般会計補正予算（第３号）

日程第１１　議案第３２号　令和８年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１２　議案第３３号　令和８年度東庄町食肉センター特別会計補正予算（第１号）

日程第１３　議案第３４号　令和８年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第１号）

日程第１４　議案第３５号　令和８年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１５　議案第３６号　令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第１６　報告第　３号　債権放棄の報告について

日程第１７　認定第　１号　令和７年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第１８　認定第　２号　令和７年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定について

日程第１９　認定第　３号　令和７年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２０　認定第　４号　令和７年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２１　認定第　５号　令和７年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２２　認定第　６号　令和７年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２３　認定第　７号　令和７年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第２４　認定第　８号　令和７年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第２５　休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（１３名）

１番　海　宝　和　宏　君
２番　渡　邊　幸　江　君
３番　前　田　君　江　君
４番　岩　井　弘　晃　君
５番　越　川　良　男　君
６番　桜　井　荘　一　君
７番　宮　澤　　健　君
８番　大　網　正　敏　君
９番　板　寺　正　範　君
１０番　佐久間　義　房　君
１２番　鈴　木　正　昭　君
１３番　山　崎　ひろみ　君
１４番　栁　堀　　忠　君

○欠席議員

　な　　し

○出席説明員（１２名）

町長	岩田利雄	君
副町長	向後喜一朗	君
監査委員	清水　満	君
総務課長	香取康成	君
町民課長	宇ノ澤　修	君
まちづくり課長	堀江弘之	君
健康福祉課長	髙木多恵子	君
会計管理者	堀江香澄	君
病院事務長	石毛　正	君
農業委員会事務局長	竹田寿幸	君
教育長	石橋宏克	君
教育課長	郡　伸明	君

○出席事務局員（３名）

事務局長	布施光規	
次長	向後順子	
主査	白石直人	

（午前１０時００分　開会）

議長（栁堀　忠君）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、同意第３号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、同意第３号、教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

この度、青野敬教育委員が、令和８年９月３０日で任期満了となります。適任者でありますので、引き続き委員として任命いたしたく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第３号については、正規の手続きを省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第３号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第３号は同意することに決定しました。

日程第２、同意第４号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし

ます。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第４号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、委員としてお願いをしております伊藤正己氏の任期が令和８年１２月３日で満了となります。適任者でありますので、引き続き委員としてお願いをいたしたく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第４号については、正規の手続きを省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第４号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第４号は同意することに決定しました。

日程第３、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第４、諮問第３号、人権擁護委員候補者の推薦について、以上２件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、諮問第２号及び諮問第３号の人権擁護委員候補者の推薦についての提

案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱でございますけれども、人権擁護委員法に基づき、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することとなっております。

諮問第２号は、この度、現委員の高橋俊光氏が令和８年１２月３１日の任期満了をもって退任されることに伴い、新たに候補者を推薦するものでございます。

今回、新たに候補者として推薦いたします髙木秀勝氏は、東庄町八木山にお住まいで、千葉県内の公立中学校教諭として長年にわたり勤務された方であります。

令和３年に定年退職された後も、引き続き、東庄中学校において学習支援員として活躍をされ、教育分野に通じて地域社会に貢献された方であります。

髙木氏は、誠実かつ温厚な人柄で、社会貢献への意欲も高く、人権擁護委員として適任と考えます。

また、諮問第３号は、この度、現委員の前田正行氏が令和８年１２月３１日をもって任期満了となることから、引き続き、候補者として推薦するものでございます。

前田氏は、令和６年１月に人権擁護委員に就任されて以来、３年間にわたりまして町内及び香取地域における人権相談業務、そしてまた義務教育の児童生徒を対象とした人権教室の運営など、人権擁護、そして啓発活動に精力的にご尽力をいただいております。引き続き積極かつ真摯にその職務に取り組んでいただけるものと確信しており、人権擁護委員として引き続き適任であると考えます。皆様のご意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

お諮りします。ただいま議題となりました諮問第２号及び諮問第３号については、正規の手続きを省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は１件ごとに行います。

初めに、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、これに適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第２号は適任と答申することに決定しました。

次に、諮問第３号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、これに適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第３号は適任と答申することに決定しました。

日程第５、承認第６号、専決処分の承認を求めることについて（令和８年度東庄町一般会計補正予算（第２号））、日程第６、承認第７号、専決処分の承認を求めることについて（令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第１号））、以上２件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第６号及び承認第７号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

承認第６号は、令和８年度東庄町一般会計補正予算（第２号）、専決処分の承認を求めるもので、物価高騰に直面する生活者や事業者に対する町独自の支援として、現在実施しております水道料金の減免措置を１ヶ月間延長するもので、早急に事業を実施するため、予算を編成したものであります。

補正内容でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９８０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７３億１，５９９万９，０００円としております。

承認第７号は、令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第１号）の専決処分の承認を求めるもので、事業内容に関しましては、承認第６号と同様となります。

補正内容でございますけれども、既定の予算第３条の収益的収入及び支出の総額に収入支出それぞれ９万８，０００円を追加し、収入総額を４億４，３６２万５，０００円に、支出の総額を４億１，６９４万９，０００円とするものでございます。

両案件とも議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第１７９

条第１項の規定により、７月１６日に専決処分をさせていただきましたので、同条第３項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、承認第６号、専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

令和８年度東庄町一般会計補正予算（第２号）につきまして、令和８年７月１６日付で専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

事業概要といたしましては、先程、町長からの提案理由にもありましたとおり、町独自の物価高騰対策として、現在実施しております水道基本料金の減免措置につきまして、令和８年８月分までとしておりましたところ、１ヶ月間延長し、９月分までとするものでございます。

それでは、歳出予算から申し上げますので、議案書の１２ページをお願いします。

４款・衛生費、１項３目・環境衛生費の２７節・水道料金減免対策繰出金９８０万円。減免事業を実施する水道事業に対し、一般会計から必要な経費を繰り出すものとなり、減免件数は４，２００件を見込んでおります。

この事業の財源につきましては、国交付金を活用いたします。

次に、歳入について申し上げますので、１１ページをお願いいたします。

１５款・国庫支出金、２項１目・総務費国庫補助金の３節・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金８３２万９，０００円。こちらは歳出補正の衛生費で申し上げました水道基本料金の減免事業に対する国交付金となります。

次に、歳入が歳出に不足する１４７万１，０００円につきまして、２０款・繰越金の前年度繰越金を補正するものでございます。

以上で専決処分による令和８年度東庄町一般会計補正予算（第２号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、承認くださいますよう、お願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、承認第７号、専決処分の承認を求めることについての内容の説明を申し上げます。

令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、令和８年７月１６日付で専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

事業概要といたしましては、先程、町長、総務課長の説明にもございましたが、物価高騰対策として現在実施しております水道基本料金の減免措置につきまして、令和８年８月分までとしておりましたところ、１ヶ月間延長し、９月分までとするものでございます。

この水道料金の減免につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業として一般会計からの繰出金を財源としております。

１９ページをお開きください。

令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第１号）、実施計画内訳書でございます。

収益的収入について、第１款・事業収益、１項・営業収益を９７０万２，０００円減額し、２項・営業外収益を９８０万円追加し、事業収益総額で４億４，３６２万５，０００円にするものでございます。

内訳といたしましては、営業収益から基本料金１ヶ月分の９７０万２，０００円を減額し、営業外収益に一般会計から減免額及び委託料等を合わせた金額９８０万円を繰り入れるものでございます。

収益的支出に関しましては、第１款・事業費用、１項・営業費用に９万８，０００円を追加するものでございます。

内訳といたしましては、営業費用に基本料金の減免の周知としてポスティング等委託料９万８，０００円を追加するものでございます。

１７ページをお開きください。

１８ページに続く予定キャッシュ・フロー計算書でございます。予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、増減がございません。

以上で令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第１号）の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は１件ごとに行います。

初めに、承認第６号、専決処分の承認を求めることについて、令和８年度東庄町一般会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第６号は承認することに決定しました。

次に、承認第７号、専決処分の承認を求めることについて、令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第７号は承認することに決定しました。

日程第７、議案第２８号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第２８号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等が令和８年６月１４日に施行されたことに伴い、外国人住民の所持する在留カードと個人番号カードの一体化が開始されたことに伴う改正及び国が印鑑登録証明事務の基準を示した事務処理要領を改定したことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、議案第２８号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例について内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料１ページの新旧対照表をご覧ください。

初めに、第５条の改正についてご説明いたします。

今回の改正は、国が印鑑登録証明事務の基準を示す事務処理要領を改正したことに伴い、外国人住民の登録印鑑についての規定を改正するものでございます。

また、改正に合わせて文言の整理を行っております。

第５条の規定は、印鑑の登録を拒否する場合の要件を定めた規定でございます。

現行の第５条第１項第１号では、登録出来る印鑑について規定しており、外国人住民は、原則として住民票に記載されている氏名、アルファベット、または漢字の併記名等での登録と規定されております。ただし、特例として、括弧書きで、外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民については、住民票の備考欄に記載された氏名の片仮名表記による印鑑での登録を認める旨、規定しております。

今回の改正では、この括弧書きを第１項第１号から削除し、改めて第２項として規定いたします。第２項で規定する内容でございますが、氏名の片仮名表記での登録が認められるのは、非漢字圏の外国人住民に限られておりましたが、改正された事務処理要領と同様に、漢字圏の外国人住民であっても、本国における公的な身分証明書において、氏名に漢字が使用されない方についても片仮名表記による登録を

認めるよう、改正を行うものでございます。

続きまして、第１３条の改正についてご説明いたします。

第１３条は、印鑑登録証明の申請方法を定めた規定でございます。第１項で印鑑登録証を持参して、窓口で申請する方法を規定しております。今回改正する第２項では、コンビニ等に設置された専用の端末機を操作して申請する方法を規定しております。

今回の改正は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律等が令和８年６月１４日に施行されたことに伴うものでございます。法律の改正により、個人番号カードと在留カード等が一体化され、個人番号カードと同等の機能を持つ特定在留カード及び特定特別永住者証明書が交付されることとなりました。現行では、コンビニ交付等の専用端末機を操作して証明を申請する場合に使用出来るカードは、個人番号カードと規定されております。今回の改正により、個人番号カードに加え、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加し、これら３種類のカードを使用して申請が出来る旨、改正を行うものでございます。

最後に、附則の説明を申し上げます。議案書２２ページをご覧ください。

この条例は、公布の日から施行するものとなります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

質疑なしと認めます。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第２８号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第２９号、東庄町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第２９号、東庄町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

今回の改正は、東庄町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例において引用している地方自治法施行規則が改正されたことに伴い、引用条文を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第２９号、東庄町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の３ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

今回の改正は、令和８年６月３０日に公布された地方自治法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、引用している条文を改正するものでございます。

まず、第４条の改正ですけれども、引用している条文中の第２１条第２項を第１８条の３第１項第６号に改正するものであります。

次の第１２条第１項の改正でありますけれども、こちらは引用している条文中の第１９条第１項第１号トを第１８条の３第１項第７号に改正するものでございます。

続きまして、附則の説明を申し上げますので、議案書の２４ページをお願いします。

条例の施行期日でございますが、地方自治法施行規則の一部を改正する省令附則において、施行期日を令和８年１０月１日から施行すると規定していることから、省令で定める施行期日を改正条例の施行日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

質疑なしと認めます。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第２９号、東庄町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第３０号、道路改良工事（１工区完成断面工事その２）請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第３０号、道路改良工事（１工区完成断面工事その２）請負契約

の締結についての提案理由を申し上げます。

本契約は、先般、指名競争入札によりまして、有限会社山一建設と請負契約を締結したものであります。

本案件につきましては、予定価格が５，０００万円を超えることから、関係法令の規定に基づき議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただくものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、議案第３０号、道路改良工事（１工区完成断面工事その２）請負契約の締結についての内容を説明申し上げます。

こちらの道路改良工事は、桁沼耕地内の道路拡幅事業の一環となります。工事起点から桁沼川の交差点付近までの区間は８００メートルあり、この区間を１工区と定めています。本工事では、１工区のうち５６０メートルの区間を整備するものでございます。

先般、指名競争入札により有限会社山一建設が９，４６０万円で落札いたしました。本契約案件は、予定価格が５，０００万円を超えることから、議会の議決を経なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第９６条第１項第５号及び東庄町条例議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第３０号、道路改良工事（１工区完成断面工事その２）請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３０号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前１０時４０分からとします。

（午前１０時３１分　休憩）

（午前１０時４０分　再開）

議長（栁堀　忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１０、議案第３１号、令和８年度東庄町一般会計補正予算（第３号）から日程第１５、議案第３６号、令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第２号）まで、以上６案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第３１号から議案第３６号まで、一般会計及び特別会計４件及び事業会計１件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第３１号、令和８年度東庄町一般会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億３，０８８万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６億４，６８８万５，０００円

とするものでございます。

主な補正内容でございますけれども、まず総務関係では、過疎・高齢化対策として、ドローンを活用した医薬品配送の実証検証事業を新規計上しております。また、町議会議員の欠員に伴いまして、町議会議員補欠選挙費を新規計上しております。

次に、農林水産関係では、東今泉揚排水機場の電気設備の盗難事故に伴い、復旧更新工事に対する負担金を新規計上しております。

次に、土木関係では、資材高騰に伴いまして、町道舗装工事費を増額補正しております。

次に、教育関係では、町公民館の空調設備について老朽化による不具合が生じていることから、空調設備の改修設計費用を新規計上しております。

次に、基金関係では、財政調整基金の積立金を新規計上しております。

その他といたしましては、職員の人事異動に伴い、人件費についても補正をしております。

歳入につきましては、歳入歳出に伴う国県補助金財産収入などを補正し、歳入が歳出に不足する分については繰越金を補正しております。

続いて、議案第３２号、令和８年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６６万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４億５，７３６万７，０００円とするものでございます。この補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の減額並びに未就学児均等割軽減の年齢拡充に伴うシステム改修委託料の新規計上等を盛り込むものであります。

続いて、議案第３３号、東庄町食肉センター特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，７００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億５，２５２万７，０００円とするものでございます。

この補正の内容でございますけれども、基金繰入れを行い、事業費の増額をし、当センター浄化槽処理水の放流管修繕工事を緊急的に実施するものであります。

続いて、議案第３４号、令和８年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予

算（第１号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，６２８万７，０００円とするものでございます。

内容につきましては、歳出において職員の異動に伴う総合事務組合負担金を増額補正するものでございます。

財源といたしましては、繰越金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第３５号、令和８年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，９５２万２，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億３，７６７万６，０００円とするものでございます。

主な補正の内容でございますけれども、歳出で５款・諸支出金におきまして、過年度分の介護給付費等の精算による国庫支出金の返還及び一般会計への繰出金を増額補正するものでございます。

財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

最後に、議案第３６号、令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

この補正は、予算第３条に定めた収益的支出の補正でございます。事業費用の総経費に２７万４，０００円を追加し、事業費用総額で４億１，７２２万３，０００円にするものであります。

この補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費等について増額補正するものであります。

また、人件費の補正に伴い、予算第６条に定めた議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費につきましては、職員給与費を２５万８，０００円増額し、３，７５１万４，０００円とするものであります。

以上、議案第３１号から議案第３６号までの提案理由を申し上げました。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、令和８年度東庄町一般会計補正予算（第３号）の内容について説明させていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の３５ページをお願いします。

町長の提案理由にもありましたとおり、職員の人事異動や会計年度任用職員の行事対応による勤務時間の増加等に伴い、人件費の補正を関係科目で行っております。

これらの予算の計上先と節別の内訳でございますが、１節・報酬及び２節・給料の合計で９３２万６，０００円の減、３節・職員手当等で４６１万７，０００円の減、４節・共済費で５６１万２，０００円の減、１８節・負担金等では１２６万９，０００円の増、総額で１，８２８万６，０００円の減額となっております。

減額の主な要因は、職員異動や職員の育児休業取得などに伴う減額となっております。

なお、以降はただいま申し上げました人件費以外の補正内容について説明をさせていただきますので、ご了承願います。

では、３６ページをご覧いただきたいと思います。

２款・総務費、１項５目・企画費の１２節・ドローン実証実験事業委託料６８０万円。こちらは、ドローンを活用した医薬品配送の実装検証事業となります。

東庄病院を起点として、薬局、避難所となる公共施設、個人宅などへのドローンによる医薬品の配送を行い、過疎・高齢化対策として実装可能かを検証するものであります。

財源については、国交付金を見込んでおります。

２項２目・賦課徴収費の１２節・公金収納ネットワーク設定変更業務委託料３５万８，０００円。後期高齢者医療保険料と介護保険料の公金収納における二次元コード対応のためのネットワークの設定にかかる委託料です。

同節・口座振替データ統合分割システム移行業務委託料８万８，０００円。税務関係で用いるパソコンの入替えに伴うシステムの移行業務委託料となります。

３７ページに移りまして、４項４目・町議会議員補欠選挙費の合計５８４万４，０００円。町議会議員の１名欠員による選挙費用で、報酬や消耗品費、委託料、選挙公営負担金などを計上しております。

なお、人件費部分につきましては、冒頭の人件費の説明内容と一部重複しております。

次に、３８ページに移りまして、３款・民生費、１項１目・社会福祉総務費の１８節・害虫駆除費用負担金４２万８，０００円。放課後デイサービス事業者に貸付中の旧東庄町公民館石出分館において実施するシロアリ駆除費用のうち町が負担する費用を新規計上するものでございます。

２２節・償還金利子及び割引料の合計９２０万６，０００円。こちらは障害福祉関連の国庫負担金について、昨年度事業の精算により返還するものでございます。

２７節・繰出金の合計１４８万円。職員異動などに伴う特別会計への繰出金の増額補正となります。このうち介護保険特別会計繰出金の低所得者保険料軽減分については、国県負担金を財源として見込んでおります。

３９ページに移りまして、５目・デイサービスセンター費の１８節・負担金補助及び交付金の合計１３９万４，０００円。こちらは町デイサービスセンターへの支援となり、物価高騰対策としての給付金や職場環境改善などの取組への補助金となります。

財源は県からの補助金等を見込んでおります。

２項１目・児童福祉総務費の１２節・例規整備支援業務委託料４４万円。児童福祉法の改正に伴い、保育関連の条例について本年度中の改正が必要なことから、例規改正の支援業務を委託するものであります。

３項１目・国民年金事務取扱費の１２節・システム改修委託料１１万円。本年１０月から開始となる育児期間免除制度に対応するため、国民年金システムを改修するものでございます。

４０ページに移りまして、４款・衛生費、１項７目・保健福祉総合センター管理費の１４節・浄化槽設備制御盤更新工事２７７万２，０００円。保健福祉総合センター内の浄化槽設備の制御盤が老朽化により腐食し、漏電等の危険性があることから更新工事を実施するものです。

４１ページに移りまして、５款・農林水産業費、１項５目・農地費の１２節・農地傾斜区分図作成業務委託料９９万円。農業生産条件が厳しい傾斜地における農地の傾斜区分図の作成業務委託料となります。

財源は県交付金を見込んでおります。

１４節・農業用施設補修工事１４３万円。東今泉地先の農道法面の補修工事について工事費用が不足することから、増額補正するものでございます。

１８節・県営土地改良事業負担金（過年度分）１７万９，０００円。昨年度に支出済みの土地改良関係の負担金について、県が必要な議決処理を行っていなかったことから、過年度精算が必要となったため、新規計上するものでございます。

財源については県からの返還金を見込んでおります。

同節・東今泉揚排水機場復旧更新工事負担金３，０６３万２，０００円。こちらは本年４月に発生した東総用水土地改良区所管の揚排水機場内における電気設備の盗難事故に伴う復旧工事にかかる負担金となります。

財源については過疎対策事業債を見込んでおります。

４２ページに移りまして、７款・土木費、２項２目・道路橋梁維持費の１２節・伐採木等処理委託料１３３万円。道路管理に伴う樹木伐採について、当初見込みを超える対応が必要となったことから、増額補正するものであります。

１４節・町道舗装補修工事費１，６００万円。町道０１０３号線、小南地先の舗装補修工事について、資材高騰や工法の変更が必要となったことなどにより増額補正するものであります。

こちらも財源については過疎対策事業債を見込んでおります。

４３ページに移りまして、９款・教育費、５項１目・社会教育総務費の１２節・不用廃棄物収集運搬・処分業務委託料４７万３，０００円。旧橘小学校における廃棄物の収集運搬業務について、価格高騰や想定外の時間を要したことによる増額補正となります。

次の４４ページに移りまして、２目・公民館費の１２節・空調設備改修設計業務委託料５０６万円。町公民館の空調設備について、老朽化による故障が頻発している他、修理に必要な部品の廃番も生じていることから、空調設備の改修設計を新規計上するものでございます。

財源については、緊急防災・減災事業債を活用いたします。

６項２目・体育施設費の１２節・清掃業務委託料５５万３，０００円。町体育施設の清掃業務について、町職員による清掃業務を実施しましたが、業務負担や清掃品質の面から、専門業者への委託が適切と判断したため、増額補正するものでございます。

１２款１項１目・基金費の２４節・積立金２億６，４００万円。令和７年度決算の一般会計の実質収支が５億２，７９９万３，０００円でしたので、決算剰余金の２分の１強となる金額を財政調整基金へ積立をするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。議案書の３３ページをお願いいたします。

１５款・国庫支出金、１項１目５節・低所得者保険料軽減国庫負担金８万円。歳出補正の民生費で申し上げました介護保険特別会計繰出金に対する負担金となります。

２項１目５節・過疎地域持続的発展支援交付金６８０万円。歳出補正の総務費で申し上げましたドローン実装実験事業委託料に対する交付金となります。

５目１節・公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金７６万６，０００円。当初予算の教育費に計上済みの教育情報セキュリティポリシー策定支援業務委託料に対する補助金で、国の内示を受けたことから、財源振替を行うものでございます。

１６款・県支出金、１項２目６節・低所得者保険料軽減県負担金４万円。先程、１５款でご説明いたしました国庫負担金と同様の県負担金となります。

２項２目２節・地域障害児支援体制強化事業補助金４１万７，０００円。障害児の相談支援体制の充実を図るための補助金として、歳出予算の民生費へ財源振替するものでございます。

４節・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金１１８万４，０００円。歳出補正の民生費で申し上げましたデイサービスセンターに対する補助金となります。

５節・妊婦支援給付事業費補助金３３万３，０００円。当初予算の衛生費に計上済みの健康管理システム標準化対応経費について、妊婦支援給付事業について交付対象となることから財源振替するものでございます。

４目５節・中山間地域等直接支払推進交付金９９万円。歳出補正の農林水産業費で申し上げました農地傾斜区分図作成業務委託料に対する交付金となります。

６目・教育費県補助金の合計２４８万６，０００円。こちらは部活動の地域移行に関連する補助金となります。

１節の部活動指導員配置補助金について、２節の地方スポーツ振興費補助金及び文化芸術振興費補助金へ移行したことに伴う増額補正となり、歳出予算の教育費へ財源振替するものでございます。

１７款・財産収入、２項１目２節・旧東庄町学校給食センター売払収入１，４５０万円。こちらは令和８年６月に締結した町有財産の売買契約により、旧東庄町学校給食センターの売払収入がございましたので、新規計上しております。

３４ページに移りまして、１８款・寄附金、１項２目１節・指定寄附金１００万円。こちらは個人の方からひとり親などの生活困窮者への支援として指定寄附がございましたので、歳出予算の民生費へ充当し、財源振替を行っております。

１９款・繰入金、１項３目１節・介護保険特別会計繰入金過年度分１，４１９万９，０００円。介護保険特別会計繰出金の前年度精算分となります。

一つ飛びまして、２１款・諸収入、５項３目５節・社会福祉施設物価高騰対策支援事業給付金２１万円。歳出補正の民生費で申し上げましたデイサービスセンターに対する給付金です。

同節・県営土地改良事業費負担金返還金１７万９，０００円。歳出補正の農林水産業費で申し上げました県営土地改良事業負担金に対する返還金です。

２２款・町債、１項１目１節・過疎対策事業債（ハード分）４，６００万円。歳出補正の農林水産業費で申し上げました東今泉揚排水機場復旧更新工事負担金及び土木費の町道舗装補修工事費へ充当するものでございます。

２目１節・緊急防災・減災事業債５００万円。歳出補正の教育費で申し上げました公民館の空調設備改修設計業務委託料へ充当するものであります。

最後に、歳入が歳出に不足する２億３，６７０万２，０００円につきましては、２０款の繰越金の前年度繰越金を増額するものであります。

続いて、３０ページ、第２表をお願いいたします。

こちらは、補正予算第２条にかかる地方債の補正となり、先程、歳入補正で申し上げました地方債について変更しております。

内訳としましては、過疎対策事業債（ハード分）について、限度額を５億２，５００万円から４，６００万円増額して、５億７，１００万円としております。

また、緊急防災・減災事業債について、限度額を２，４００万円から５００万円増額して２，９００万円としております。

以上で議案第３１号、令和８年度東庄町一般会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、議案第３２号、令和８年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の５４ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

１款１項１目・一般管理費３２万２，０００円の増額は、２節、３節、４節及び１８節の職員３名分の人件費で、人事異動に伴う増減額を補正するものと、１２節・委託料の令和９年度に開始する未就学児均等割軽減の対象年齢が６歳までであったものを１８歳までに拡充する制度改正に対応するための国民健康保険システムの改修費であります。

３款３項１目・介護納付金分、１８節・負担金及び交付金１，０００円は、国民健康保険の財政主体である千葉県への納付金で、決定通知を受けたところ、７３４円不足していたためであります。

５款３項１目・保健指導事業費、２節、３節、４節、１８節は、保健センター勤務職員４名の人件費で、１款の人件費と同様に増減額を補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。議案書の５３ページをご覧ください。

７款１項１目３節・職員給与費等繰入金６６万１，０００円は、歳出における人件費等の増額と連動して、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

８款１項１目１節・繰越金１，０００円は、歳出で補正した３款３項１目１８節・負担金及び交付金１，０００円の財源を前年度繰越金をもって充てるものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、議案第３３号、令和８年度東庄町食肉センター特別会計補正予算（第１号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

議案書６１ページ、６２ページをご覧ください。

町長の提案理由にもございましたが、この補正の内容は、基金繰入れを行い、事業費の増額をするものでございます。

初めに、歳入をご覧ください。

５款１項１目１節・財政調整基金繰入金１，７００万円は、東庄町食肉センター財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、歳出をご覧ください。

１款１項１目１４節・工事請負費１，７００万円。こちらは食肉センター浄化槽処理水の放流管が破損し、緊急的に修繕する必要があるため、工事請負費を計上するものでございます。

工事の内容といたしましては、２００ミリの塩ビ管を延長およそ１００メートル、町道１０４５号線に埋設する工事となります。

以上で東庄町食肉センター特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

議案第３４号、令和８年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第１号）について内容をご説明申し上げます。

議案書の６７ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

１款・事業費７万２，０００円の増額補正は、１項１目・一般管理費の１８節・負担金補助及び交付金で、職員の異動に伴い総合事務組合負担金について増額補正をするものでございます。

以上の結果、歳出補正額は７万２，０００円の増額、歳出合計で４，６２８万７，０００円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

６６ページをお願いいたします。

３款・繰越金７万２，０００円の増額については、歳出補正で計上した総合事務組合負担金について繰越金を増額するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は７万２，０００円の増額、歳入合計で４，６２８万７，０００円となります。

続きまして、議案第３５号、令和８年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１

号）について内容のご説明を申し上げます。

議案書の７２ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

１款・総務費８９万９，０００円の増額補正は、１項１目・一般管理費で、職員の異動による人件費及び物価上昇により印刷製本費を増額するものです。

３款・地域支援事業費２０万３，０００円の減額補正は、内容として３項１目・包括的支援事業費の減額及び同項５目・認知症総合支援事業費の増額による合計で、どちらも職員異動による人件費等についての補正予算となります。

５款・諸支出金５，８８２万６，０００円の増額補正は、１項２目・償還金で、令和７年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定・精算による国県社会保険診療報酬支払基金への返還金として４，４６２万６，０００円、２項１目・一般会計繰出金で、令和７年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定精算による一般会計への返還金として１，４２０万円を増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は５，９５２万２，０００円の増額、歳出合計で１６億３，７６７万６，０００円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

７１ページをお願いいたします。

４款・支払基金交付金、補正額２４４万６，０００円は、１項１目・介護給付費交付金で、令和７年度精算による追加交付分として増額補正するものでございます。

７款・繰入金８１万９，０００円の増額補正で、内訳として、１項２目・地域支援事業繰入金２４万１，０００円の減額、１項３目・その他一般会計繰入金８９万９，０００円の増額は、歳出補正で計上した人件費等、１項４目・低所得者保険料軽減繰入金１６万１，０００円は、令和８年度の一般会計からの繰出金が増額されたことに伴い、一般会計繰入金を増額するものでございます。

８款・繰越金５，６２５万７，０００円の増額補正は、令和７年度分の介護給付費等の実績、精算による返還金等で、不足する財源を前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は５，９５２万２，０００円の増額、歳入合計で１６億３，７６７万６，０００円となります。

以上で令和８年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）の説明を終わらせ

ていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、議案第３６号、令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第２号）について説明申し上げます。

この補正につきましては、先程の町長からの提案理由にもございましたが、人事異動に伴う人件費等を補正するものでございます。

それでは、８２ページをお願いいたします。

令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第２号）実施計画内訳書でございます。

収益的支出について、第１款・事業費用、１項・営業費用、４目・総係費に２７万４，０００円を追加し、事業費用総額で４億１，７２２万３，０００円にするものでございます。

内訳につきましては、節に記載のとおり法定福利費が２５万８，０００円の増、負担金が１万６，０００円の増となっております。

また、職員給与費に含まれる法定福利費の補正に伴い、既定の予算第６条に定めた議会の議決を経なければ流用の出来ない経費につきましても職員給与費を２５万８，０００円増額し、３，７５１万４，０００円に改めることとなります。

続きまして、７８ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

当年度純利益が既決予定額２，９３８万５，０００円から２７万４，０００円減額となり、２，９１１万１，０００円となります。これにより、７９ページをお願いいたします、７９ページ、一番下の行の資金期末残高につきましては１０億４，６３６万７，０００円から２７万４，０００円を減額した１０億４，６０９万３，０００円となります。

続きまして、８０ページでございますが、給与費補正前、補正後の明細書となっております。

以上で水道事業会計補正予算（第２号）の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

４４ページの一般会計で公民館費、空調設備改修設計費用５０６万円なのですけれども、先程、課長の説明もありましたけれども、空調を全部見直して設計をするということかと思います。今年の夏も１ヶ所、空調が壊れて、ぎりぎり何とか基板が見つかったということで応急処置で直ったみたいですが、公民館も、もう１５年以上経っています。電化製品は１０年とか１５年とか言われますけれども、公民館の在り方として、社会教育に使うのはもちろんですけれども、今、いざという時に、災害の時には避難所としても一番使われます。この夏の暑さは来年も再来年も続くと思います。今年も夏の入り口の暑い時期に壊れたんですよね。そうすると、公民館をただ使っている人達ならいいのですが、いざという時に、こういう今年も千葉でも災害がありましたけれども、公民館の空調が壊れているというのは、とても死活問題になると思いますので、全部よく見直して、順番もあるかと思いますけれども、順位をつけて直すべきところを早めに直していただきたいと、要望を言ってはいけないんですけれども、その五百何万円というのは設計だけだと思うのですが、対処していただきたいと思いましたので、よろしくお願いします。

議長（栁堀　忠君）

答弁ございますか。

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご意見ですけれども、総務課の方も教育課の方も、この故障の状態などは情報を受けておりますので、次年度以降、今のお話のあったような内容について対応出来るように情報共有はしておりますので、こちらについては万全に対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（栁堀　忠君）

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は１件ごとに行います。

初めに、議案第３１号、令和８年度東庄町一般会計補正予算（第３号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号、令和８年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号、令和８年度東庄町食肉センター特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号、令和８年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算

（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号、令和８年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号、令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第２号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

日程第１６、報告第３号、債権放棄の報告についてを議題とします。

町長より報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、報告第３号、債権放棄の報告について提案理由を申し上げます。

こちらは、令和７年３月１７日に施行しました東庄町債権管理条例第７条の規定によりまして、令和７年度中に放棄をいたしました町の債権について、同条例第８条の規定によりまして報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、報告第３号、債権放棄の報告についての内容を説明いたします。

議案書の８４ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたとおり、町の債権の管理の適正化及び効率化を図るため東庄町債権管理条例を令和７年３月１７日に施行しております。

この度の報告につきましては、東庄町債権管理条例第７条の規定により、令和７年度中に放棄しました町の債権について、同条例第８条の規定により報告するものでございます。

こちらの一覧表をご覧いただきたいと思います。

なお、参考までに、次の８５、８６ページに参照条文ということで添付をしてございますので、後ほどご確認いただければと思います。

今回の報告する債権でございますけれども、種類は３種類でございます。なお、債権の放棄日については、いずれも令和８年３月３１日、また債権を放棄した事由については、いずれも消滅時効にかかる時効期間の満了に伴う同条例第７条第１号により、債権放棄を行ったものとなります。

なお、個別の読み上げについては省略をさせていただきます。

まず、番号１番の債権でありますけれども、一般会計の共有土地建物貸付収入でございます。債権の件数は７件、債権の金額は８３万１，２７５円となりました。

なお、当債権にかかる消滅時効については５年となっております。

２番目の、水道事業会計の水道料金については、件数は１４件、債権の金額は８万２，４９８円となりました。当債権にかかる消滅時効の期間は２年でございます。

３番目、国民健康保険東庄病院事業会計の医業収益、件数は８件、債権の金額は４７万９，５６５円となりました。当債権にかかる消滅時効の期間は３年でございます。

以上、放棄しました債権の合計件数が２９件、合計金額は１３９万３，３３８円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

本件については、報告事項でございますが、特に質疑があればこれを許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

質疑なしと認めます。

以上で報告第３号の報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後１時００分とします。

（午前１１時２７分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

議長（栁堀　忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１７、認定第１号、令和７年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程２４、認定第８号、令和７年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまで、以上８案を一括議題とします。

本決算について提出者から説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました認定第１号から認定第８号まで、一般会計他特別会計５件及び企業会計２件、合わせて８会計の令和７年度決算認定について提案理由を申し上げます。

なお、地方自治法第２３３条第３項並びに地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づきまして、監査委員さんの意見を付してございます。よろしく審議をいただきますよう、そしてまた認定くださいますよう、お願いを申し上げます。

最初に、認定第１号、令和７年度東庄町一般会計の決算認定について提案理由を申し上げます。

令和７年度の一般会計の予算現額の合計は、歳入歳出それぞれ７５億４，７５２万４，０００円となりました。こちらは前年度と比較しますと８，８８０万１，０００円の増額となっております。

続いて、歳入歳出の決算状況でございますけれども、歳入合計は７４億３，２０７万７，０００円となり、前年度と比べ１億７５２万円、１．５％の増となってお

ります。

一方、歳出合計は６８億７，９６３万３，０００円となり、前年度比で１，４０６万１，０００円、０．２％の増となっております。

増額の主な要因でございますけれども、役場庁舎の空調設備更新工事の実施によるものでございます。

また、歳入から歳出を差し引きました形式収支は５億５，２４４万４，０００円となり、繰越明許費により、翌年度へ繰り越すべき財源が２，４４５万１，０００円でしたので、実質収支は５億２，７９９万３，０００円となりました。

続いて、認定第２号、令和７年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

歳入総額は１６億２，５０８万３，０００円で、前年度より５３３万６，０００円の減、一方、歳出総額は前年度より８，８５６万５，０００円減の１４億７，７２０万９，０００円で、歳入歳出差引額は１億４，７８７万４，０００円でありました。

続いて、認定第３号、令和７年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

歳入総額は２億４，６０９万２，０００円で、前年度より２，２０４万８，０００円の増、一方、歳出総額は前年度より２，１９８万２，０００円増の２億４，５２６万２，０００円で、歳入歳出差引額は８３万円でありました。

続いて、認定第４号、令和７年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

歳入につきましては、主に食肉センターの事業収入となりましたが、前年度と比較いたしますと処理頭数は２，９２９頭の減となり、歳入総額では１，１８９万３，０００円減の１億７，０４５万円となりました。

一方、歳出につきましては、事業費として９，６３３万９，０００円の支出の他、積立金として４，０８８万円を財政調整基金として積み立てるなど、歳出合計では１億４，７２１万９，０００円となり、前年度より１，４８５万円の増となっております。

また、施設の管理運営は、指定管理者制度によりまして、食肉センター事業協同組合が実施をしております。

続いて、認定第５号、令和７年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

令和７年度の訪問看護ステーションの歳入決算の総額は４，４９０万９，０００円、前年度比７．２％の減となりました。

減額の主な要因でございますが、医療保険、介護保険共に訪問件数が減少したことによるものでございます。

また、歳出決算の総額は３，９００万４，０００円、前年度比１１．５％の増となりました。

以上、差引きの収支で５９０万５，０００円の黒字となりました。

続いて、認定第６号、令和７年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由を申し上げます。

歳入決算の総額は１６億５，４５４万円、前年度比０．５％の増となりました。

また、歳出決算の総額は１５億３，７４７万３，０００円、前年度比０．４％の増となっております。

以上、差引きの収支で１億１，７０６万７，０００円の黒字となりましたが、令和８年度に精算を行いますと、実質的な余裕資金は５，８２４万円程度となる見込みでございます。

続いて、認定第７号、令和７年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づきまして、剰余金の処分について議会の議決を求めると共に、同法第３０条第４項の規定に基づき、決算について議会の認定に付すものでございます。

まず、決算につきましては、収益的収入は４億６，２２５万６，０００円、収益的支出は３億５，５５１万３，０００円となり、収支差引きでは１億６７４万３，０００円の純利益となっております。

次に、資本的収支は、収入は１，０００万円で、支出として建設改良費、固定資産取得費、企業債償還金合わせて７，３５１万７，０００円となっております。

また、当年度未処理分利益剰余金、純利益でございますけれども、処分については議会の議決を求めるものであります。

最後に、認定第８号、令和７年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定

について提案理由を申し上げます。

病院事業につきましては、内科医師４名の診療体制と併せて非常勤医師によります整形外科の診療を実施しております。

また、介護医療院として、施設入所サービス、居宅療養管理の他、訪問リハビリ・通所リハビリを実施いたしました。

令和７年度の経営状況を見ますと、前年度に比べ入院入所延べ人数で５．２％の増、外来延べ患者数では４．２％の減となっております。

決算の内容でございますけれども、収益的収支の収入が１０億６，５６２万９，０００円に対し、支出が１１億４，２４４万８，０００円で７，６８１万９，０００円の純損失となりました。

次に、資本的収支でございますけれども、収入が１億５，８８８万４，０００円に対し、支出が１億７，２５４万６，０００円で、不足する１，３６６万２，０００円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金をもって補塡したところでございます。

以上、一般会計をはじめ８会計の決算につきまして、認定をいただくにあたりまして提案理由を申し上げました。

なお、詳細につきましては、担当課長、担当事務長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、認定第１号、令和７年度東庄町一般会計決算認定についてのご説明を申し上げます。

説明につきましては、お手元にお配りしております決算参考資料により説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、１ページをお願いいたします。

一般会計決算の状況となります。

（１）決算規模は歳入総額で７４億３，２０７万７，０００円となり、歳出総額は６８億７，９６３万３，０００円となりました。前年度との比較では、歳入では１億７５２万円、１．５％の増、歳出では１，４０６万１，０００円、０．２％の増と

なりました。

（２）決算収支の状況ですが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は５億５，２４４万４，０００円となりました。

ここから翌年度へ繰り越すべき財源となる２，４４５万１，０００円を差し引いた実質収支は５億２，７９９万３，０００円の黒字となりました。この実質収支から令和６年度の実質収支の額を差し引いたものが、単年度収支としまして９，１６８万円となります。

更に、その額に財政調整基金の積立や取崩額などを増減したものが、一番下の欄にございます実質単年度収支の額となり、１億３，９７６万８，０００円の黒字となりました。

それでは、歳入歳出の決算状況について申し上げます。

最初に、歳入決算について申し上げますので、下の第１表をご覧いただきたいと思います。

歳入決算の総額７４億３，２０７万７，０００円のうち、町税を初めとする一般財源の総額は５６億２，７５０万４，０００円で、歳入決算の７５．７％を占めております。残りの２４．３％は国県支出金などの特定財源で１８億４５７万３，０００円となります。

それでは、款ごとの決算について主なものを申し上げます。

１款の町税は、決算額１６億２，６３３万４，０００円、前年度と比較し１億１，７６６万２，０００円、７．８％の増となりました。こちらは個人町民税の増収などによるものでございます。

１１款の地方交付税は２５億７，５２６万６，０００円、対前年度比で２億７，２９０万２，０００円、１１．９％の増となりました。こちらは歳入決算総額のうち３４．７％を占めております。

１５款の国庫支出金は７億６，８６０万３，０００円、対前年度１億８００万５，０００円の減となっております。

１６款の県支出金は３億８，４８３万４，０００円、対前年度１億３，４０８万８，０００円の減となりました。こちらは令和６年度に畜産関係の補助金があったことによるものとなっております。

１９款の繰入金は４億１，３１２万３，０００円、対前年度８，２７５万３，００

０円の増となっております。

２２款の町債は３億９，１８０万円となり、対前年度４，０４０万円の増となっております。

続きまして、２ページをお願いします。

上の表でございますが、歳入決算につきましては、左半分では一般財源と特定財源について、そして右半分では自主財源と依存財源に分けて表にしたものでございます。後ほど、ご参照いただければと思います。

次に、歳出決算についてご説明いたします。

目的別歳出決算の状況は、第２表のとおりでございます。こちらも主なものを申し上げます。

まず、２款の総務費は、決算額１０億７，５７０万６，０００円、対前年度８，６２６万６，０００円、８．７％の増となっております。こちらは主に役場庁舎の空調設備更新工事の実施による増額でございます。

次に、３款の民生費１８億９，２３５万７，０００円、対前年度１，０５３万２，０００円、０．６％の減となりました。

４款の衛生費は９億６，４４１万５，０００円、対前年度７３９万９，０００円、０．８％の増となっております。

５款の農林水産業費は２億２，６００万９，０００円、対前年度２億６１５万１，０００円、４７．７％の減となりました。こちらは主に令和６年度に実施した畜産関係補助事業に伴う減となります。

７款の土木費は４億３，１４５万１，０００円で、対前年度１億８６１万３，０００円、２０．１％の減となりました。

９款の教育費は８億５，２２７万４，０００円、対前年度８，０９１万円、１０．５％の増となりました。

１１款・公債費は５億３，０４９万５，０００円となり、対前年度１，８９１万円、３．７％の増となっております。

続きまして、３ページをお願いします。

こちらは歳出決算について性質別の状況を示したものでございます。このうち消費的経費の合計は４４億４，０４７万２，０００円、構成比は６４．５％となり、投資的経費の合計は７億８，０７０万２，０００円、構成比は１１．３％となってお

ります。

次に、第３表をお願いいたします。性質別の歳出決算について主なものを申し上げます。

まず、消費的経費のうち人件費の決算額は１１億４，９９２万７，０００円、対前年度６，１６４万５，０００円、５．７％の増となりました。

物件費は９億９，３２６万円、対前年度１億７，８７６万円、１５．３％の減となりました。

扶助費等は１３億２，７８９万３，０００円となり、対前年度１億６，８４０万８，０００円、１１．３％の減となっております。

次に、投資的経費のうち普通建設事業ですが、７億７，８２５万４，０００円となり、対前年度２億６４０万５，０００円、３６．１％の増となっております。

次の４ページから５ページにかけての円グラフは、今まで申し上げました一般会計の決算についてグラフ化したものでございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

続いて、５ページの下の財政構造についてご説明いたします。

まず、財政力指数でございますが、財政力指数とは地方公共団体の財政力を示す指標であり、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の過去３ヶ年分の平均値となります。

本町における令和７年度の財政力指数は０．４１０となりまして、令和６年度の０．４２０と比較すると０．０１ポイントの減となっております。

次の経常収支比率ですが、人件費や扶助費などの経常的な経費が町税や地方交付税などの経常的な収入に占める割合を示す財政構造の弾力性を表す指標でございます。この数値ですが、８６．６％でございまして、前年度の９２．７％と比較しまして６．１ポイント減少し、改善しております。

数値の減少要因ですが、計算上の分母となります普通交付税の増額が主な要因となっております。

次の６ページにおいては、過去５年間の一般会計歳入歳出決算について、その規模を棒グラフで示しております。また、その下には、一般会計における予備費の使途明細を記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、ページが飛びまして、７６ページをお願いいたします。

こちらの表ですが、一般会計の町債について、借入先、事業ごとに令和７年度末と令和６年度末の残高を記載しております。表の一番下、合計の欄を見ていただきますと、令和７年度末現在の残高でございますが、元金が４９億１６５万円、これに利子の残高１億７，０７９万３，０００円を合わせますと、合計で５０億７，２４４万３，０００円となります。この現在高合計を前年度、令和６年度末現在と比較しますと７，６３４万６，０００円の減額となっております。

また、この令和７年度末現在の現在高合計を同年度末の町の住民基本台帳の人口１万２，２６６人で割り返してみますと、住民１人当たり約４１万４，０００円となりまして、こちらについては、前年度と比較しますと約２，０００円ほど増加した計算となります。

次の７７ページをお願いいたします。

水道事業会計及び病院事業会計の企業債の状況につきましては割愛させていただきまして、その下の債務負担及び損失補償の状況について申し上げます。こちらは、将来にわたって支出が伴う債務負担のみとなっておりまして、損失補償はございませんでした。

債務負担のうち、令和７年度に新規設定したものについては、令和６年度末現在高の欄に数値の記載がない事業となっておりまして、こちらについては全体で５事業ございました。

また、全てを含めました令和７年度末の債務負担の合計ですけれども、７億８，１０１万９，０００円となっております。

それでは、恐れ入りますが、決算書本冊の方にお戻りいただきまして、３８０ページをお願いいたします。

こちらは、財産に関する調書でございます。

まず、１、公有財産のうち（１）土地及び建物の普通財産の増減について申し上げます。

左側の区分のうち、宅地については、旧東庄町公民館石出分館を行政財産から普通財産へ変更したことに伴うもので、土地で１，６８１平方メートル、木造の建物で４１０平方メートルの増加がございました。

また、一番下の行となります雑地区分の土地７１１平方メートルの減少は、町有地の売却によるものでございます。

次に、３８１ページに移りまして、（２）土地及び建物（行政財産）について申し上げます。左側区分の欄のうち、公共用財産のその他の施設について、土地で７６９平方メートルの減少となりました。こちらは先程申し上げました旧公民館石出分館を普通財産へ変更したことによります１，６８１平方メートルの減少と、笹川駅舎の土地を取得したことによる９１２平方メートルの増加、こちらの合計の数値となっております。

木造建物の３３０平方メートルの減少についても同様の理由で、旧公民館石出分館の減少４１０平方メートルと、笹川駅舎の増加８０平方メートルの合計のものとなっております。

続いて、３８２ページの（３）出資による権利ですが、こちらは前年度末現在高と増減はございません。

次に、その下の２、物品について申し上げます。自動車については２台の減少により、年度末現在高は５２台となりました。パソコンについては１６台の増加により８７台となっております。

続いて、３８３ページをお願いします。

３、基金、（１）特定目的基金の①一般会計について変更のありました基金のうち主なものを申し上げます。

財政調整基金については、２億８，２０８万８，０００円の積立、２億３，４００万円を取崩しましたので、残高は１４億１，３９６万３，０００円となりました。

減債基金は１，２５０万３，０００円を積立て、２，０５０万円を取崩しましたので、７，４１３万２，０００円となりました。

公共施設整備基金は６，０７５万９，０００円を積立て、１億１，７００万円を取り崩しましたので、２億９，７５６万３，０００円となりました。

ふるさと応援基金は、ご寄附により２，３７１万７，０００を積立て、１，６３０万４，０００円を取り崩しましたので、４，５１９万７，０００円となっております。

これらを含めた基金の年度末残高合計額につきましては、１９億１，７６１万２，０００円となっております。

次の②特別会計につきましては割愛させていただきまして、その下の（２）定額運用基金について説明させていただきます。

このうち郵便切手類購入基金については、年度中において有価証券となる郵便切手類と現金との間では異動がございますが、結果としては現在高６０万円となり、増減のない基金となっております。

次に、土地開発基金ですが、国土調査の成果による地積訂正によりまして、土地が１２．８１平方メートル増加いたしました。

最後に、３８４ページの表は、先程の郵便切手類購入基金につきまして、年間の運用状況を示したものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、認定第１号、令和７年度東庄町一般会計の決算認定についての内容を申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、認定第２号、令和７年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算参考資料によりご説明いたします。

６２ページをご覧ください。

決算状況でございますが、上段の円グラフは令和７年度の歳入歳出各区分の構成比率を示したものでございます。

歳入総額は１６億２，５０８万３，０００円、歳出総額は１４億７，７２０万９，０００円で、差引き１億４，７８７万４，０００円の黒字決算となっております。

それでは、中段の表により歳入の主なものをご説明いたします。

１款・国民健康保険税は、決算額３億１，０３３万１，０００円で、前年度比３８万６，０００円、０．１％の増。

５款・県支出金は、決算額９億９，６７７万５，０００円で、前年度比マイナス８，５４１万６，０００円、７．９％の減。

７款・繰入金は、決算額２億４，０２９万２，０００円で、前年度比１億７０８万１，０００円、８０．４％の増でございます。

８款・繰越金は、決算額６，４６４万５，０００円で、前年度比マイナス３，０６７万８，０００円、３２．２％の減でございます。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

２款・保険給付費は、決算額９億５，８８６万４，０００円で、前年度比マイナス８，２５１万３，０００円、７．９％の減。

３款・国民健康保険事業費納付金は、決算額４億９０６万３，０００円で、前年度比マイナス１，０１３万９，０００円、２．４％の減。

５款・保健事業費は、決算額６，４２２万９，０００円で、前年度比３００万３，０００円、４．９％の増。

以上で、認定第２号、令和７年度東庄町国民健康保険特別会計決算認定についての説明を終わりにいたします。

なお、詳細につきましては、予算決算常任委員会で説明いたします。

続きまして、認定第３号、令和７年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

決算参考資料の６６ページをお願いいたします。

決算状況でございますが、上段の円グラフは、令和７年度の歳入歳出各区分の構成比率を示したものでございます。

歳入総額は２億４，６０９万２，０００円、歳出総額は２億４，５２６万２，０００円で、差引き８３万円の黒字となっております。

それでは、歳入の主なものをご説明いたします。

１款・後期高齢者医療保険料は、決算額１億９，３６４万１，０００円で、前年度比２，１４９万３，０００円、１２．５％の増。

３款・繰入金は、決算額５，０２６万９，０００円で、前年度比２６万２，０００円、０．５％の増。

なお、１款と３款で歳入全体の９９．２％を占めております。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

１款・総務費は、決算額２９５万８，０００円で、前年度比６５万円、２８．２％の増。

２款・後期高齢者医療広域連合納付金は、決算額２億４，２１３万１，０００円で、前年度比２，１２０万４，０００円、９．６％の増。

以上で認定第３号、令和７年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わりにいたします。

詳細につきましては、予算決算常任委員会でご説明いたします。よろしくお願い

いたします。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、認定第４号、令和７年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算について内容の説明を申し上げます。

決算参考資料の６７ページをお願いいたします。

初めに、歳入歳出決算の状況についてご説明いたします。

歳入の合計は１億７，０４５万円で、前年度と比較しまして１，１８９万３，０００円、率にして６．５％の減となりました。

１款・事業収入は、食肉センターの各種使用料で１億１，９５９万３，０００円で、前年度と比較して３６６万３，０００円の減となります。

次に、２款・繰越金ですが、４，９９７万５，０００円で、前年度と比較して９１０万５，０００円の減となっております。

次に、３款・財産収入ですが、財政調整基金の積立利息で８８万円でございます。

次に、４款・諸収入２，０００円は、歳計金の預金利子となります。

続きまして、歳出でございますが、合計１億４，７２１万９，０００円で、前年度と比較して１，４８５万円、率にして１１．２％の増となりました。

１款・事業費ですが、食肉センター維持管理運営に係る経費で、指定管理料及び消費税等９，６３３万９，０００円、前年度と比較して１０２万４，０００円の減となっております。

次に、２款・積立金４，０８８万円を食肉センター特別会計財政調整基金として積立ていたしました。前年度と比較して１，５８７万４，０００円の増となっております。

次に、３款・諸支出金１，０００万円は、一般会計へ前年度同額を繰出しいたしました。

歳入合計１億７，０４５万円から歳出合計の１億４，７２１万９，０００円を差し引いた２，３２３万１，０００円が翌年度への繰越しとなります。

次に、搬入頭数及び処理頭数についてご説明いたします。決算参考資料６８ページをご覧ください。

まず、令和７年度産地別搬入頭数ですが、（２）の円グラフのとおり、搬入頭数の合計は１０万１，８８３頭で、産地別では、東庄町５万４，９６６頭、旭市２万８，２３６頭などとなっております。

年度別処理頭数については、（３）の棒グラフのとおり、令和７年度の処理頭数の合計は１０万１，８８３頭で、前年度と比較して２，９２９頭、２．８％の減となりました。

こちらは、夏季の猛暑による生育不良が処理頭数減少の主な要因と考えております。

なお、食肉センターの稼働日数は２５１日で、１日平均処理頭数は約４０６頭でございました。

次に、財政調整基金について説明いたします。お手数ですが、決算書本冊の３８３ページをご覧ください。

②の特別会計の表をご覧ください。

食肉センター財政調整基金ですが、令和７年度は４，０８８万１，０００円を積立て、３億６，２１０万２，０００円の残高となっております。

以上で説明を終わります。なお、内容の詳細につきましては、予算決算常任委員会で改めて説明をいたします。よろしくお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

ここで暫時休憩とします。再開は午後１時５０分からとします。

（午後　１時３９分　休憩）

（午後　１時５０分　再開）

議長（栁堀　忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

それでは、認定第５号、令和７年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の６９ページをお願いいたします。

最初に、下段の（２）訪問看護利用状況でございますが、令和７年度の利用者数の合計は３３５人、延べ件数２，２１６件でございます。前年度と比較しますと、

利用者数の合計で３０人、８．２％の減、延べ件数では合計で２１６件、８．９％の減となりました。

続いて、決算状況についてご説明いたします。

初めに、中段の表、歳入から申し上げます。

１款・事業収入は２，０６９万６，０００円、全体の４６．１％、前年度との比較では２５８万１，０００円、１１．１％の減となりました。

減額の要因は、医療保険、介護保険共に訪問件数が減少したことによるものでございます。

２款・繰入金は１，０７４万３，０００円、全体の２３．９％、前年度との比較では６７６万３，０００円、３８．６％の減となりました。繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

３款・繰越金は１，３４１万９，０００円、全体の２９．９％、前年度との比較では５８１万９，０００円の増となりました。これは前年度からの繰越金でございます。

４款・諸収入は５万１，０００円となりました。

以上、歳入合計では４，４９０万９，０００円、前年度との比較では３４９万２，０００円、７．２％の減となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出については、１款・事業費のみで３，９００万４，０００円、前年度との比較では４０２万２，０００円、１１．５％の増となりました。事業費の内容ですが、職員の人件費がほとんどでございます。

以上の結果、歳入歳出差引５９０万５，０００円の黒字となりました。これにつきましては、令和８年度への繰越しとなります。

以上で、認定第５号、令和７年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第６号、令和７年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の７０ページをご覧ください。

令和７年度は、第９期介護保険事業計画３ヶ年の２年目でございました。

それでは、中段の表、歳入から主なものを申し上げます。

１款・保険料は３億２，８０４万６，０００円、全体の１９．８％、前年度との比較では４７２万３，０００円、１．５％の増となりました。

３款・国庫支出金から５款・県支出金につきましては、介護保険法で定められた保険給付費、地域支援事業費に対するそれぞれの負担金でございます。

３款・国庫支出金は３億４，３０２万１，０００円、４款・支払基金交付金は３億８，４３８万２，０００円、５款・県支出金は２億２，９７６万９，０００円でございます。合算しますと９億５，７１７万２，０００円、全体の５７．９％を占めており、前年度との比較では３，０５７万３，０００円の増となっております。

７款・繰入金は２億５，４２４万５，０００円、全体の１５．４％、前年度との比較では１，２９０万３，０００円、５．３％の増となりました。繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

８款・繰越金は１億１，４５０万８，０００円、全体の６．９％、前年度との比較では、４，０２８万４，０００円、２６．０％の減となりました。これは前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計では１６億５，４５４万円、前年度との比較では８２３万４，０００円、０．５％の増となりました。

続いて、歳出の主なものについて申し上げます。

１款・総務費は４，７４４万５，０００円、全体の３．１％、前年度との比較では９３１万３，０００円、２４．４％の増となりました。

主な内容は、職員４名分の人件費、システム使用料及び介護認定審査会などに要した費用で、歳出増の主な要因としましては、人件費の増加や令和８年度から始まった介護認定審査会のペーパーレス会議システムの導入に関する費用等によるものです。

２款・保険給付費は１３億８，２７７万５，０００円、全体の８９．９％と歳出の大部分を占めております。前年度との比較では２，６１２万９，０００円、１．９％の増となりました。

主な内容としては、居宅介護サービス費、施設介護サービス費、介護予防サービス費などの介護保険サービス利用に対する給付費用でございます。

なお、下段の表、（２）保険給付状況にサービス別の件数、給付金額を記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

３款・地域支援事業費は６，２８２万５，０００円、全体の４．１％、前年度との比較では４６５万７，０００円、８．０％の増となりました。

主な内容は、介護予防・生活支援サービス事業費や地域包括支援センター職員の人件費などに要する費用でございます。

５款・諸支出金は４，４４２万８，０００円、全体の２．９％、前年度との比較では３，４４２万４，０００円、４３．７％の減となりました。

減額の主な要因としては、前年度の介護給付費などの精算による国・県一般会計への返還に要した費用は、昨年度と比較して少額となったためです。

以上、歳出合計は１５億３，７４７万３，０００円、前年度との比較では５６７万５，０００円、０．４％の増となりました。

以上の結果、歳入歳出差引１億１，７０６万７，０００円の黒字となりました。

なお、国庫支出金等の精算を令和８年度に行うこととなりますが、精算後においての余裕資金は５，８２４万円程度になる見込みでございます。

続きまして、介護保険給付準備基金の状況についてご報告いたします。

決算書本冊３８３ページをお願いいたします。

３、基金、（１）特定目的基金の中ほどの②特別会計、２段目に記載しております介護保険給付準備基金につきましては、令和７年度中に定期預金運用利子３２万５，０００円を積み立てており、年度末残高は１億２，０９０万６，０００円となっております。

以上で、認定第６号、令和７年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

なお、訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算及び介護保険特別会計歳入歳出決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会でご説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、認定第７号、令和７年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について説明申し上げます。

最初に、決算につきまして、参考資料７１ページをお願いいたします。

決算状況の（１）収益的収入及び支出でございますが、収益的収入は４億６，２２５万６，０００円で、前年度との比較では２，１８３万７，０００円の増額となっております。

収入のうち営業収益が２億８，８２４万４，０００円で、内訳は水道料金であります給水収益が２億７，９７０万９，０００円で、収入全体に占める割合が６０．５％、それと給水申込金・他会計負担金他が８５３万５，０００円で１．９％となっております。

営業外収益は１億７，４０１万２，０００円で、町補助金が１億２，７１４万４，０００円で、収入全体の２７．５％を占めております。千葉県からの補助金が３，８９４万１，０００円で８．４％、長期前受金戻入他が７９２万７，０００円で１．７％となっております。

次に、収益的支出は３億５，５５１万３，０００円で、前年度との比較で４，３２４万５，０００円の減額となっております。

支出のうち営業費用が３億５，３５５万７，０００円で、内訳は東総広域水道企業団への受水費が２億４，５８３万９，０００円で、支出全体に占める割合が６９．１％、減価償却費が３，６８８万６，０００円で１０．４％、人件費が２，８７７万９，０００円で８．１％、動力費委託料他が４，２０５万３，０００円で１１．８％となっております。

営業外費用他は、企業債の支払利息等で１９５万６，０００円で、０．６％となっております。

次に、（２）資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の１，０００万円は、企業債の収入でございます。資本的支出は、総額７，３５１万７，０００円で、内訳は建設改良費が６，２４８万８，０００円、固定資産取得費が１１万４，０００円、企業債償還金が１，０９１万５，０００円となっております。建設改良費につきましては、配水管更新工事などによるものでございます。

収支の不足額６，３５１万７，０００円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額９０５万２，０００円及び過年度損益勘定留保資金５，４４６万５，０００円で補塡しております。

次に、経営状況の（１）決算の推移でございますが、令和３年度から令和７年度までの５年間の収益的収支につきまして、下記表のとおりでございます。

令和７年度の収支では１億６７４万３，０００円の純利益となっております。

続きまして、剰余金の処分につきまして説明いたします。決算書の本冊、３３３ページをお願いいたします。

令和７年度東庄町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

右の欄をご覧ください。

未処分利益剰余金の当年度末残高は１億６７４万２，５６２円で、これを議会の議決による処分として剰余金や資本金へ組み入れるものでございます。

建設改良積立金に当年度純利益分の１億６７４万２，５６２円を積立て、将来の水道施設更新工事に充てるものでございます。こちらの処分内容について議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、認定第７号、令和７年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について説明を終わります。

なお、水道事業会計の詳細につきましては予算決算常任委員会で改めて説明をいたします。よろしくお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

病院事務長、石毛　正君。

病院事務長（石毛　正君）

認定第８号、令和７年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について内容をご説明申し上げます。

決算参考資料の７３ページをお願いします。

収益的収支についてですが、上段の収入は１０億６，５６２万９，０００円、昨年と比較しますと７，７７０万５，０００円、６．８％の減で、円グラフの内側、医業収益は６億３０９万７，０００円、収入総額に対する構成比は５６．６％です。

次に、介護医療院に係る福祉サービス収益は２億２，８５９万５，０００円、構成比は２１．４％です。

次に、医業外収益は２億３，２０３万５，０００円、構成比は２１．８％です。

次に、特別収益は物価高騰対策交付金で１９０万２，０００円、構成比は０．２％です。

円グラフの外側、医業収益の内訳で、入院収益は１億６，３２９万６，０００円、構成比は１５．３％です。外来収益は３億３，３９７万１，０００円、構成比は３

１．４％です。室料差額、健康診断などのその他医業収益は１億５８３万円、構成比は９．９％です。

次に、医業外収益の内訳で、一般会計からの繰入金などの負担金交付金は２億１，６２４万５，０００円、構成比は２０．３％です。長期前受金戻入金などのその他医業外収益は１，５７９万円、構成比１．５％です。

内訳につきましては、右上に記載のとおりとなっております。

下段の支出は１１億４，２４４万８，０００円、昨年と比較しますと６，３１０万４，０００円、５．８％の増で、グラフの内側、医業費用、福祉サービス費用合算で１０億９，５７４万２，０００円、支出総額に対する構成比は９５．９％です。

次に、医業外費用は４，６２２万６，０００円、構成比４．１％です。

次に、特別損失は不納欠損による支出で４８万円、構成比は０．０％です。

円グラフの外側、医業費用・福祉サービス費用合算の内訳で、給与費は５億８，５９５万円、構成比は５１．３％です。材料費は１億９，６２３万４，０００円、構成比は１７．１％です。経費は２億３，５００万１，０００円、構成比は２０．６％です。減価償却費などのその他は７，８５５万７，０００円、構成比は６．９％です。

内訳につきましては、左上に記載のとおりとなっております。

次に、医業外費用の内訳で、仕入れに係る消費税関係雑支出などで、医業外費用４，６２２万６，０００円、構成比は４．１％です。

内訳につきましては、右上に記載のとおりとなっております。

続いて、７４ページをお願いします。

中段の決算の推移ですが、先程説明いたしました収入額１０億６，５６２万９，０００円、支出額１１億４，２４４万８，０００円で、７，６８１万９，０００円の純損失となっております。

なお、令和３年度からの推移を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、上段の資本的収支について、収入は１億５，８８８万４，０００円で、内訳は企業債が７，２００万円、企業債元金償還分等の一般会計からの繰入金、出資金として８，５８７万６，０００円、固定資産売却代金１００万８，０００円に対しまして、支出は１億７，２５４万６，０００円で、内訳は建設改良費１億１８０万８，０００円、企業債償還金７，０７３万８，０００円。

収支不足額１，３６６万２，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額８９万８，０００円、過年度分損益勘定留保資金１，２７６万４，０００円で補塡しました。

一番下の表をご覧ください。

入院・外来延べ患者数は、入院・入所は１万９，７５２人、昨年と比較しますと９７９人、５．２％の増、外来２万４，９５７人、昨年と比較しますと１，０８６人、４．２％の減。１日当たり、入院・入所５４．１人、外来９８．３人となりました。

７５ページをご覧ください。

令和７年度末病院事業債現在高です。元金が２億４，２６４万４，２５９円、利子が９０３万７，２７２円、合計で２億５，１６８万１，５３１円となっております。

なお、令和７年度の償還額は７，０７３万８，６２３円でした。

以上で説明を終わります。なお、決算の詳細につきましては、予算決算常任委員会でご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

本決算について提出者からの説明が終わりましたので、ここで監査委員の代表から審査報告の説明を求めます。

監査委員、清水満君。

監査委員（清水　満君）

皆様、改めまして、ご挨拶申し上げます。令和８年７月１日付で東庄町監査委員に就任いたしました清水満でございます。

本日は、議会定例会で初めての審査報告となります。このような機会をいただきましたこと、光栄に存じます。監査委員としての職責の重さを深く認識しながら、皆様の信頼に応えられるよう、誠実に職務に取り組んでまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算審査の結果につきまして、監査委員を代表してご報告申し上げます。

報告の詳細については、議案書の９５ページから１０１ページまでが令和７年度一般会計・特別会計歳入歳出決算審査、基金運用状況審査について、また、１０２ページから１０５ページまでが令和７年度東庄町水道事業会計及び東庄町国民健康

保険東庄病院事業会計決算審査について、報告書が添付されておりますので、お目通しいただければと思います。

初めに、共通事項といたしまして、審査は、一般会計・特別会計は、令和８年７月３０日と８月７日、水道・病院の企業会計は、７月２１日と７月３０日に実施し、関係帳簿、証拠書類の精査及び関係職員への聴取を行いました。

審査の結果、各会計の決算書は関係法令にのっとり、正確に作成されており、予算の執行も概ね適正と認定いたしました。

決算額等、数値の詳細については、先程、各担当課長及び事務長より説明がございましたので、以降は、監査委員としての総括的評価と意見を中心にご報告させていただきます。

議案書の９８ページをお願いします。

（１）普通会計・一般会計の総括的評価について報告いたします。

①財政力指数は、前年度０．４２０から０．０１ポイント低下し、０．４１０となっています。１に近いほど財政に余裕があるとされる中、０．４％台にとどまっています。引き続き財政基盤の強化継続を望みます。

②経常収支比率は、前年度の９２．７％から６．１ポイント改善の８６．６％となりました。しかし、適正水準とされる７０％から８０％を依然として上回っており、財政の硬直化した状態が続いています。引き続き経費抑制の取組を継続されることを求めます。

③一般会計の財源内訳及び性質別歳出の状況については、歳入の自主財源比率３７．５％、依存財源比率６２．５％となっており、地方交付税を重要な財源としている状況に変わりはありません。引き続き適正な予算管理に努めていただきたいと思います。

④町税の滞納及び不納欠損については、町税全体の徴収率は、令和５年度９６．２％、令和６年度９６．６％、令和７年度９６．７％と着実に上昇しております。

丁寧な納税相談に加え、現年度滞納分の早期勧奨、財産調査、差押えの執行により高水準を維持しており、収税担当者を中心とした職員の努力を高く評価いたします。税の公平性確保と健全な財政運営の根幹をなすものとして、今後も滞納者情報の効率的な収集など、工夫を重ね、徴収率の維持・向上を望みます。

９９ページをお願いします。

（２）特別会計の①国民健康保険特別会計について、国保税の徴収率は、年度徴収率が令和５年度８２．５％、令和６年度８３．９％、令和７年度８４．４％と年々改善しており、根気強い地道な徴収実務の努力を評価いたします。

また、特定健診の受診率については、平成２９年から千葉県下第１位を維持し続けており、受診啓発の成果が表れています。今後は健診データを着実にフィードバックし、特定保健指導によるフォローを推進することで、病気の予防、早期発見につなげ、町民の健康寿命の増進と予防医療事業の適切な実施を期待します。

②後期高齢者医療特別会計について、後期高齢者医療の保険料徴収率は、令和７年度９９．７％と引き続き高水準を維持しております。また、１人当たりの医療費は上昇傾向にあるものの、平成２６年からは、県下では低い水準を維持しています。引き続き健全運営を実施されることを求めます。

③食肉センター特別会計について、食肉センターへの搬入頭数は減少していますが、町内産の搬入頭数は増加しており、黒字経営を維持して、町の重要産業を支えていることを評価します。

一方で、老朽化した浄化槽設備については、中期的に考える時期となっており、食肉センターの人員確保や広域化についての課題も見られます。関係機関と議論を進めながら、浄化槽設備の定期的なメンテナンスを着実に実行し、更新についても具体的に検討していただきたいと思います。今後も堅実な運営の継続を望みます。

④訪問看護ステーション特別会計について、１００ページをお願いします。

令和７年度は看護職員の一時的な不足により、利用者数、訪問件数共に減少しており、看護師の確保が今後の大きな課題と見られます。住み慣れた自宅で過ごしたいという町民のニーズに応えるため、地域の医療機関や近隣の訪問看護ステーションとの連携を図り、引き続き在宅医療の充実に取り組まれることを求めます。

⑤介護保険特別会計について、介護保険料の徴収率は、令和７年度９９．１％と高水準を維持しています。保険給付費は拡大傾向にあることから、第９期介護保険事業計画に基づいて実施している。介護予防の取組について検証し、その成果を踏まえて、更に予防事業の推進を図り、健康寿命の延伸と保険支出の抑制につなげて、介護保険制度の安定的な運営を継続されることを期待します。

（３）歳計現金及び基金について、①財政調整基金は、令和３年度以降、着実に積立を進めて令和７年度は約１４億１，３９６万円となっており、近年の経費削減と

効率的な行政運営の成果と評価します。自然災害や不測の事態に備えるためにも、今後も着実な確保に努めてください。

②公共施設整備基金は、公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化施設の更新費用に備えた有効な基金運用の検討を求めます。

７、総括的意見としては、令和７年度一般会計の実質収支額は、約５億２，７９９万円の黒字となりました。

１０１ページをお願いします。

県内市町と比較すると、財政規模は小さいながらも安定した数値で、概ね健全財政を保っていると見られます。

また、歳入の個人・法人住民税の増加に伴い、町税が増加したことは、自主財源のプラス要因と思われます。自主財源については、近年、ふるさと納税により自主財源を確保する自治体が見られます。今後の制度動向を注視しながら、産業の振興や教育の充実などに向けた自主財源獲得の方法の一つとして、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

しかしながら、職員のマンパワーには限りがありますので、地域貢献に取り組む団体や企業等と連携しながら、効率的かつ持続可能な財政基盤の確立に取り組まれることを期待します。

今後も歳入の増収と歳出の縮減に取り組みつつ、事務の効率化を進め、歳出縮減が職員の負担増加につながることのないよう、また、町民の視点と社会情勢に沿った運営の持続を望むものです。

続きまして、１０３ページをお願いします

令和７年度東庄町水道事業会計及び東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算審査の総括的意見についてご報告いたします。

１０４ページをお願いします。

ページの中段付近、本文５行目をご覧ください。

（１）東庄町水道事業会計については、料金回収率が１０２．４７％と１００％を上回り、純利益が生じるなど安定した事業運営となっています。また、物価高騰対応として、一般用水道基本料金の減免を実施したことも、町民生活への配慮として評価いたします。

一方で、老朽化が進む水道施設の維持管理を考えると、受水単価の値上げや利用

者負担の増加は将来的に避けられないと予想されます。水道は町民の命に関わる重要インフラですので、受水単価については、供給元である東総広域水道企業団との粘り強い交渉を継続すると共に、配水管の耐震化についても進めていただきたいと思います。限られた予算、人員の中で、効率的かつバランスの取れた経営に配慮されることを求めます。

１０５ページをお願いします。

（２）東庄町国民健康保険東庄病院事業会計については、令和７年度の入院・入所延数は、前年度比５．２％増となり、介護医療院開設後の成果が感じられます。入院・入所利用率は６９．４％と健全経営の目安とされる７０％台には僅かに届きませんでしたが、引き続き医師を含めた職員間の連携を高め、利用率向上に取り組まれることを求めます。

本文１１行目をご覧ください。

一方、外来患者数の減少や物価高騰の影響、施設老朽化に伴う修繕工事の実施などにより、町からの繰入金が増額傾向にあります。町の財源にも限りがあるため、基準内の繰入金で適切な運営を強く望みます。

施設整備については、本館屋根防水改修工事やエレベーターの一部更新工事など、事業を継続しながら着実に施設修繕を実施したことを評価します。今後も地域医療構想や国保東庄病院経営強化プランを踏まえ、施設の老朽化に伴う修繕や医療機器の更新等を計画的に進め、施設整備を実施されることを求めます。

医療資源には地域差があると思いますが、医療格差が生じないよう、旭中央病院をはじめとする地域医療機関との広域連携を強化して、地域における保健・医療・介護施策の拠点としての役割を果たし、引き続き健全運営に取り組んでいただくことを希望いたします。

以上、令和７年度の財政状況は、一般会計の実質収支が黒字となり、財政調整基金も着実に積み上がるなど、概ね健全財政を維持していると評価出来ます。

一方で、経常収支比率の高止まり、依存財源への依存、各公営企業会計における課題など、引き続き取り組むべき事項も見られます。

監査委員としては、今後も住民の福祉の増進と健全な財政運営の両立に向けて、町当局が不断の努力を続けられることを期待いたします。

就任後、間もない私ではございますが、今後も真摯に監査委員の職務を果たして

まいりたいと思います。

以上をもちまして、令和７年度決算審査の報告を終わります。

議長（栁堀　忠君）

説明が終わりました。ただいま議題となっております認定第１号から認定第８号までについて、会議規則第３８条第１項の規定により、お手元の付託表のとおり所管の常任委員会に審査の付託をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、認定第１号から認定第８号までについては、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

日程第２５、休会の件を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、９月４日から１０日までの７日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、９月４日から１０日までの７日間を休会とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

９月１１日の会議は、議事の都合により午後２時３０分に繰り下げて開くことにします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした

（午後　２時３１分　散会）